

## 民生委員の意識状況について

——地域（福祉）組織化の問題として——

### 小倉襄二

#### I 民生委員問題の位置

民生委員制度についての論究は無視されている。社会福祉の諸領域の研究者の問題意識にのぼっていないようにみえる。公的扶助、児童福祉、あるいはボランティア活動、社会福祉協議会活動などについて述べるときには必ず民生委員の役割についての解説はなされている。しかしながら、民生委員と民生委員制度、社会福祉の基礎的な理論の枠組みからアプローチして、その実態と意義を解明した研究の実績はほとんどみあたらない。「民生委員活動の実態とその諸条件に関する研究」（全国社会福祉協議会昭和三九年・三月）は稀れにみるすぐれたアプローチをしめした成果であるが、そのへ研究方法とその限定性といふところで、とりくみの不足、問題意識の欠如について次のように述べている。民生委員の意識状況について

員制度そのものの“質と量”からくるところのむつかしさという点である。

(1) 全国約七、四〇〇、地区にすればその数倍になる民生委員協議会(民協)と全国一一八、〇〇〇人といわれる民生委員活動の実態を完全に掌握することは殆んど不可能に近い。(2) 民生委員制度は、わが国における独自の社会事業の一制度としてその機能を地域性という幅と深さをもつて担っている。民生委員の活動は、わが国社会事業の体系の生命性を支える毛細血管であるといってよい。(3) 民生委員法第一四条(民生委員の職務は、左の通りとする。)、常に調査を行い、生活状態を審かにして置くこと、保護を要する者を適切に保護指導すること、三、社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること、四、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(以下福祉事務所といふ)、他の行政機関

## 民生委員の意識状況について

の業務に専念すること、2、民生委員は、前項の職務を行う外、必要に応じて、生活の指導を行ふ、この条文に定める民生委員の職務の範囲は、その規定の不明確さ故にまさに無限大のひろがりをもつてゐる。このような、民生委員制度に潜む“量的、質的”な重みを前提として、(4)この問題分野における研究実績が殆んど皆無であること、(5)民生委員に関する文書は多数存在するし、民生委員について語つたものも枚挙にいとまがないが、大部分は、民生委員のあるべき姿、心構えについて述べたものか、限られた事例のなかで印象的に受けとめたものを一般化して、民生委員制度と民生委員個人を何ら整理して扱うことなく結論を下すというものが多いたい。この全社協の調査は、明治学院大学教授黒田信一氏、全社協渡辺博氏の協力のもとに、日本社会事業大学教授木田徹郎氏、高沢武司氏が全過程を担当されたのであるが、これらの指摘は、的確に民生委員問題の研究の不在、無視をついているように思う。しかし、この指摘に加えて、さらに民生委員制度の討究がなおざりにされている理由をあげてみたい。

(1)歴史的な把握の欠如、わが国の社会福祉研究の全般的な傾向のなかで、歴史性、歴史的な視点が確立していない。すぐれた社会事業の歴史研究はあるが、現状分析を行う場合は、そうした歴史的な把握の成果が十分に汲み取られていない。方面委員制度の創設(大正七年・一九一八年)から数えて、昭和三十二年は、その四〇周年にあたる。方面委員制度から民生委員制度へのこの四〇年間にわたるあゆみと、その周辺の諸問題こそ、たんに過去の事実と

の業務に専念すること、2、民生委員は、前項の職務を行ふ外、必要に応じて、生活の指導を行ふ、この条文に定める民生委員の職務の範囲は、その規定の不明確さ故にまさに無限大のひろがりをもつてゐる。このような、民生委員制度に潜む“量的、質的”な重みを前提として、(4)この問題分野における研究実績が殆んど皆無であること、(5)民生委員に関する文書は多数存在するし、民生委員について語つたものも枚挙にいとまがないが、大部分は、民生委員のあるべき姿、心構えについて述べたものか、限られた事例のなかで印象的に受けとめたものを一般化して、民生委員制度と民生委員個人を何ら整理して扱うことなく結論を下すというものが多いたい。この全社協の調査は、明治学院大学教授黒田信一氏、全社協渡辺博氏の協力のもとに、日本社会事業大学教授木田徹郎氏、高沢武司氏が全過程を担当されたのであるが、これらの指摘は、的確に民生委員問題の研究の不在、無視をついているように思う。

(2)現状研究そのものに内在する方法論的な欠陥である。さいきんになって漸く「地域福祉」というカエゴリーが土着的な論理で検討されつつあるが、社会福祉協議会活動も生硬なコンミニティイ・オーガニゼーション理論の直訳的な導入が多くつた。民生委員制度の「伝統」、「歴史」、「可能性」についての事実に即した検討はなおざりにされてきたといえる。中央レベルから地方レベルへの下向的な指導と移植的組織理論の持ぐみからハミ出しだるものとして、現状研究の基本的な諸過程と民生委員制度の関連を正面からとりあげる努力が怠られてきたといえるのである。社会協活動の現実に触れば、民生委員の役割の大きさ、依存の高さが明白であるにかかわらず、民生委員の側から接近した社協活動の問題点が必ずしもあきらかではなかった。社協活動に従属する役割分担についての指摘は多かつたが民生委員の主体性から

してみるとことで、現状把握の視点と切離してとらえるべきものではない。歴史的に原則、制度、実際の施策などを再検証することは、民生委員制度の現況をあきらかにとらえる条件にとどまらず、社会福祉に関連する諸領域の位置を明確にする大切な作業なのである。「民生委員制度四十年史」(全国社会福祉協議会・昭和三十九年刊)は詳細な記録にもとづく民生委員制度史であるが、民生委員制度の現実、その条件に連結する問題意識には乏しい。社会福祉の諸制度におけるわが国の伝統、独立性、風土性に切りこんでいく一つの重要な通路として民生委員問題があることが開拓されている。

いは実態、条件に即した分析は皆無に近いのである。さきの木田、高沢両氏の民協を対象とした Discussion Diagram (討論展開図) を採用したアプローチなどはもろとも早い議会に読みられていいものであった。

(3) 社会福祉の諸領域を理論的にとらえるへ立場の侧面からくる限界も大きいと思われる。社会福祉の理論はへ民主化へ、へ改革へ、へ権利へ、へ啓蒙へ、へ批判の論点から展開し、そのことが戦後の社会福祉研究の発展の制度的整備に大きな貢献をした。方面委員制度くらいの歴史的制約をもつた民生委員制度は、大きな時代的断絶のなかで、その再編成へと動いていたのであるがこの転換の段階での民生委員制度に対する積極的な提言は乏しかった。「国家社会全体の大きな変革の中において方面委員制度のみがひとり従来のままの組織と態勢で存立運営されることは却って本制度を時代の遺物と化せしめるおそれがあり、また、課せられた大きな任務を遂行することはできないので、一日も速かに新時代に即応する制度たらしめるよう、その刷新が内外から強く要請されるに至った」(民生委員制度四十年史・三〇八頁)といふことであったが、民生委員令(昭和二十一年九月十三日、勅令第四百二十六号)前後の事情も、旧生活保護法(昭和二十一年九月九日、法律第十七号)の施行にあたって「民生委員は保護事務に関する市町村長を補助する」という職責を明示して利用することについての配慮はあったが、方面委員を民生委員とする名称の変更の背面にある構造的な体質改革についての検討は不十分であつ

## 民生委員の意識状況について

た。当然、林市蔵氏(方面委員制の設置者、當時、全日本方面委員連盟副会長)から、名称変更自体にも反対、個別指導の外に、一般住民の集團指導とか地域福祉というような広範な活動に対する危惧の表明などもあったが、この重要な論点についても、日先のさせしまった要請や他律的な委員活用論に押されて徹底した追究がなされていたとはいえない状況であった。これらのことのが禍根を残した。民生委員制度は戦後の段階で一部の直接的な関係者、行政当局者、民生委員自身のなかでさまざまな新しい状勢に対する適応についての提案はあった。しかし、生活保護法(昭和二十五年の制定を契機とする公私分離の原則、社会福祉主事制度の確立、民生委員の協力機関化にふみきるなかでの広い社会福祉全般とくに公的扶助、児童福祉、低所得層対策、地域組織化などの局面を民生委員制度の客觀的な過程、機能に闊達させた分析は問題意識としてきわめて低調であった。当然の結果として基幹にふれない現状分析と事例の解説でいどのアプローチにどどまつてしまつた。

(4) 結論は今後の展望に関する部分でとりあげるが、民生委員制度はあたまからへ保守的なシステム、人的構成と規定して、拒否的にみるべきものだという考え方がある。へ保守へに対してもまだよい。地域性に根づよく支えられた民生委員制度の実態と条件をスキにしてへ反動へときめつけ、故意に無視するような傾向さえあつた。さきにのべたように公的扶助、児童福祉行政への協

## 民生委員の意識状況について

力、世帯更生資金の処理、社協活動の各部門に現に働いてる客観的過程としての民生委員の役割は無視できるものではないし、無視すべきでもない。民生委員制度がこのような問題意識の不在と制度の実質的な重さとのきわだつた対照を、そのままに放置しておくべきではないと思う。

### II 民生委員の意識状況

とうてい全面的な分析は不可能なので、調査計画と最終の整理に参加した滋賀県の「民生委員の意識調査」（昭和三十九年七月）を素材として民生委員の意識状況と制度自体にひそむ若干の課題をあきらかにしておきたい。（A資料と略称）さらに、さきの「民生委員活動の実態とその諸条件に関する研究」（B資料）をも併せて検討する。

(1) A資料は滋賀県民生委員協議会の事業計画としての「ロック別民生委員研修会の出席者を対象とした。回答数八七〇人、男六一一人（七〇・二%）、女二三九人（二七・五%）、不明二〇人（一・三%）。この数は民生委員総数の四九・五%である。市・郡別の変化をみている。B資料は地区民協を対象とし東京一、神奈川五、千葉二、群馬一、民生委員の数は一〇五名である。この場合は、A資料とちがって、市・郡別のみではなく民協の所在が、住宅商店混在地帯、商業と農村、衛星都市地区、観光、交通支点地区などの地域類型を考慮している。

(2) 年齢構成について—A資料では六〇—六九歳（三八・〇%）五

〇—五九歳（三九・一%）この二つの年齢層で七七・一%を占め、七〇歳以上を加えると八〇%をこえる。B資料でも、六〇代が四九・五%と最高、二〇代、三〇代は各民協とも、一人、一人と数えるほどしかない。民協というまとまりでみると、それぞれの民協が“個性”をもっており、年齢の幅があつたり、婦人民生委員（A資料でも比較的に若年層が多い）の含まれる差もあって、年齢だけで民協、民生委員をとやかくいふことはできない。活動に則して、とくに児童委員という職責にも関連して若年化をはかるべきだという要請がある。B資料は「現行制度が名譽職的で下請業務が多岐にわたり、かつ会合が多くなる間は、家計中心者としての壮年層が民生委員になることは、およそ不可能である。まして民協の諸会合が頻繁に行われてゐる間は、絶対に民生委員としての地区のまとまりは壮年層で生じない」（B資料・九頁）といつてゐる。若干の例外を除いて、民生委員活動がまず与える印象の停滞性、保守性、経験主義への固執、変化への懷疑やためらいなどの主因もこの点にあるといえよう。できるかぎり若年化は促進すべきであるし、一方で老年層だから動きが鈍いというだけではなくて、活動に密着した“若返り”的方策を工夫すべきである。

(3) 在任年数について—民生委員の“経験とカン”ということがいわれ、一部の委員に根づよい理論の軽視があるが、年齢構成の高さとともに、その在任年数の長期化とも関係がある。A資料では、三年未満（三一・五%）、三年～六年（二・八%）、六年～二年（二・五%）、二一一～二〇年（一〇・九%）、二〇年以上（二・一%）、不明

(七・一%)となつてゐる。資料では、辛うじて二期にわたるか、あるいは新任直後の四年以内の人は三三・三%でトップである。しかし、一五年から一〇年にわたるもののが一三・八%で二位であつて、民生委員の著しい固定化を物語り、在任一〇年以上をとると四七・五%にも達する。なかなか手がないこと、適任者がえがたいこと、推薦組織の欠陥などが指摘される一方、本人の強い要望、ボス取引で固定したり、はなはだしい場合には表彰や褒賞目あての居すわりを公言する人さえもあるという。在任期間の長さのみを機械的に論ずるわけにはいかないが、適材適所による新陳代謝は新人の差掘といふ面、フレッシュな協議、役割の分担のためにも不可欠であろう。A資料においては、直接に在任期間そのものについてではないが、Q1へ推せんされたときどう思つたか？Q2へ再選希望についてどう思つているか？について設問している。八七四名のうち、七五・九%（婦人の場合は八八・七%）が「責任を感じて困った」と答えており、Q2に対しては、二六・一%が「再選を希望」しており、「希望しない」といふ人は三四・八%と上廻つてゐる。「どちらでもよい」というあいまいな立場の人のが三六・四%もある。Q1の「責任を感じて困る」というのは、地域で民生委員の職責が十分に理解されておらず、自分の職責が地域社会でどのように展開され受容されるかについて、やや未知にむかつての「不安」の卒直な表明であり、たんなる困惑のみではないと考えられる。在任期間と関係して二期委員のうちに「再選を希望しない」という比率が高く一つのカ

## 民生委員の意識状況について

べになつており、重荷、不なれ、負担という新任委員の苦しみがうかがわれ、このカベをこえると、馴れ、組織内での発言力もたかまつ、関係機関、団体との連携も円滑になつてくれればおのずから再選への積極面もでてくるといえるのではないか。一つの危険は、資料では「あなたは民生委員であることをどう思つていて」よりも男子委員に高く、市部よりは郡部の方に高率になつてゐる。かゞという設問をし、「満足している」（五五・一%）「満足していない」（一〇・二%）「何とも思つていない」（一四・一%）「不明」（一〇・四%）となり、「満足している」という回答は、婦人委員よりも男子委員に高く、市部よりは郡部の方に高率になつてゐる。これは、すぐれた活動により一つの充足感として表明された場合も稀れではないが、その満足感には「向上」よりは「停滞」マンネリズムに傾くことがあれば大きな問題である。むしろ「満足していない」という回答群のうち「諒恕自己批判や建設的な発言、地域に根づよくわだかまって、活動を意にまかせぬ」という矛盾などについて聽くべきことが多いと思う、さらに委員でありながら、自己の職責についての無関心派ともみえるグループが固定化しつつある傾向が資料にあらわされていて、在任期間のズルズルとした延長とともに注目しなければならない。B資料では、一〇五名のうち就任前に民生委員になることを積極的に望んでいたものは一〇・五%，逆に全く拒絶の姿勢にあつたものも殆んどない。若干の意志が働いたものの四〇%，全く無関心のもの四五%，両者あわせて八五%はほとんど無準備であった事実をあきらかにし、A資料とおなじく、民生委員の自發性とか活動力は就任以後にで

## 民生委員の意識状況について

いへるゝことをといひてしむ。

(4)職業構成について、A資料では、農林・水産業が(四五・八)商業(一三・〇%)、宗教家(主として僧職)(八・七%)などが主なるのである。B資料は雇用関係で類別し、(1)大小にかかわらない経営主(経営者・自営業・農業) (2)自己の労働力で生計を立てる被雇用的職業(専門技術的職業、俸給生活者) (3)無職と分類してしむ。その比率は五〇対一九対一三、圧倒的に(1)に偏つてしむ。民協の区域——いへば、衛星都市域、郊外住宅、農村地域には被雇用的職業が目立つ」とが注目されてしむ。職業の問題は、既生懲罰活動に対する生活時間的配慮と深く相関する。以下して A資料—B資料ともに首位をしめる自営(農業を含む)が地域を密着しやうべ、活動をやまないこゝで比重が高められしむ。B資料の被雇用的職業の比重の高さとふう地域の特色は十分に検討する必要がある。しかし、地域開発の促進によつて、タウン化、被雇用人口の増大が目立つておらず、地域の職業構成が流動化し、首位をしめる自営(農業)によるあらじめ兼業化が進行しつゝある。そのため自営で働きやすい、あるいは地域に密着してしむといった条件は稀薄化しつゝある。住民要求に即応するといへば、自営的な立場に偏つては、地域の職業構成の変化に対応できないなり、おずまず民生委員活動の効果、知名度、住民の期待などについての反応が鈍化するといへばなる。困難を一つ排除し、年齢層の幅をひろげるとともに地域性に沿つた職業のカラーチャートを確保する方向を目指すべきなる。この前提にたゞ、余

合、活動方針に関連する生活時間的配慮を行へばよいものであつた。

(5)公的役職の問題——の問題は、たゞ、既生懲罰の公的な役職を兼ねるかねるの起業と、以上の課題から

第1表

	男	女	不詳	市	郡	合計
自治会役員關係	192 (18.8)	5 (1.5)	2 (9.5)	94 (16.4)	105 (13.2)	199 (14.5)
産業委員關係	96 (9.4)	3 (0.9)	2 (9.5)	36 (6.3)	65 (8.2)	101 (7.4)
教育委員關係	150 (14.7)	48 (14.5)	2 (9.5)	92 (16.0)	108 (13.6)	200 (14.6)
福祉役員關係	198 (19.4)	51 (15.5)	1 (4.8)	123 (21.4)	127 (15.9)	250 (18.2)
地域団体關係	220 (21.6)	128 (38.8)	6 (28.6)	140 (24.4)	214 (26.9)	354 (25.8)
空	164 (16.1)	95 (28.8)	6 (28.6)	89 (15.5)	176 (22.1)	265 (19.3)
不明				2 (9.5)	2 (0.3)	2 (0.1)
合計	1,020 (100.0)	330 (100.0)	21 (100.0)	574 (100.0)	797 (100.2)	1,371 (99.9)

第2表

	男	女	不詳	市	郡	合計
1 市町村会議員	15	0	0	1	14	15
2 区長	48	0	0	13	35	48
3 自治会役員	129	5	2	80	56	136
4 農業役員	66	2	2	23	47	70
5 農業委員	29	1	0	12	18	30
6 農業委員	1	0	0	1	0	1

7 教育委員	13	3	0	6	10	16
8 社会教育委員	21	2	0	8	15	23
9 公民館関係	52	10	0	34	28	62
10 P.T.A. 役員	64	33	2	44	55	99
11 保護司	54	18	0	32	40	72
12 社協役員	144	33	1	91	87	178
13 55年回復員	6	0	0	2	4	6
14 地域婦人会役員	4	36	1	19	22	41
15 大亡人会役員	0	17	0	9	8	17
16 運営管理委員	23	4	1	9	19	28
17 その他役員	187	71	4	101	161	262
空	164	95	6	89	176	265
不	明	0	0	2	0	2
計	1,020	330	21	574	797	1,371

へつらふ。とくに職業の問題と密接にかかわりあって、民生委員の意識状況をつかむうえで極めて重大な意味をもつてゐる。第一表及び第二表はA資料におけるQ4「あなたは地域でどんな役職についていまやか」という設問につき回答である。

A資料では、表のしめすように産業委員関係だけを例外として、他の役職との兼務は殆んど均等化している。しかし、区長、自治会役員、農協役員などの兼職が圧倒的に多い。民生委員は、

### 民生委員の意識状況について

通常的に民間ボランティアとは言ひて、戦後の実績からいへば、行政との連携、市町村行政の末端組織的な役割をもつて、自治会役員の職責と共に要求があるのだ、兼職もした要素への顧慮が働いていると思われる。B資料では、兼職の量と質という表現を用いている。量としては、超人的・公的役職を四〇種類ももつてゐるのがあるといわれていたが、實際には一一種類をこなすのは一人しかいない。大部分は民生委員以外に何をしてこなすか、11つ以下で、それをあわせると全体の五二・四〇となる。むしろ、民生委員の全部が全部、「名望家」的であるとみなすのは誤りだといふべき。しかし、100~110種類の公的役職をもつたものが10%、しかも何回かの他の公的役職をもつたのが全体の73.8%となれば、むしろむずかしい。質的にいざ傾向として、行政協力団体役員(14%・5%)、町会・部落役員(11%・9%)、社会福祉団体役員(11%・5%)、そいだ、民生委員としう行政協力委員—他の行政協力や団体役員—町会・部落会役員—社会福祉団体役員—の意識の整着が進行している。八・一%と、どうぞ他の行政協力委員としては保護司との兼任が目立つといわれている。

すでに松下圭一氏が、じつした民生委員の兼職を含む事態を次のじとく描出ししてゐる。「あわらん戦後は、旧地主を典型とする戦前の『名望家』有力者から、『役職』有力者への転化が急速にすんでくる。この『役職』有力者への転化が、部落会・町内会の物質的基盤、なしし社会的規制の崩壊を意味してくる。すなわ

民生委員の意識状況について

第3表

公的役職数	消費時間								tot
	~2	3	4	5	6	7	8~	不明	
~2	11	8	1	5	1	1	7	3	37
~4	1	3	3	3	2	1	6	16	16
~6	3	2	3	1	1	8	14		
~8	1	1	1	1	1	3	5		
~10					1	1	2		
~20				1	1	1	1		
21~					1	1	1		
0	11	2	1	3	2	2	5	29	
tot	27	16	5	12	5	3	33	3	105

特質」として、さまざまのフックターの相関をとつてゐるが、ふくに、第3表は公的役職数と民生委員としての活動消費時間（1週間当たり）の状況をしめしている。これをみるとあらための「場」や、社会福祉への理解と協力が期待できるとか、顔がひれいとつて楽観してはおれない断面がとらえられている。

(6) 民生委員の意識側面—(a)—B資料はこの把握については、民生委員が自らの存在意義づけている機関の自覚と心的つながりを是認していると本来的な民生委員活動が空中分解してしまつおそれがでてくる。A資料の分析会議では、弊害のある一方、民生委員が兼職して好みしいものとして、職業安定所の委員、社会教育委員、公民館運営委員、婦人会、P・T・Aの役員、行政苦情相談員などの兼職は活動本位に考えてプラスになるという考え方がしめされた。しかし、B資料が「民生委員活動の実態構造と

定へ公的機関の業務を住民の中に浸透させ、また、逆に住民の要求を代表して、両者を仲介するのが勤めだから、どちらの側にも立つてはならない。以上三つの選択肢によつて民生委員の意識構造に迫ろうとしている。これを(1)行政作用の下向、(2)行政作用の上向、(3)接触媒介という表現で類別している。B資料では一〇五名のうち、住民要求代表者規定が多くて、四八・五%、中立規定が四三・八%であった。行政との應着が公的役職の兼職のなかにみられたが、この場合には、出先機関規定はみとめられず、意外なほどだといつてゐる。住民代表者規定にあっては、その住民意識、中立化規定においては地域住民と行政機関の間に緩衝地帯を設定することになるので、民生委員の主体性とは何かといふ重大な問題に直面することになるとも指摘する。A資料では、さらに心的結合(地域活動対象)として、(1)地域一般住民、(2)問題世帯、(3)地元の集団組織をあげてゐる。この三つの地域活動対象にわたつて民生委員の意識をあきらかにするのはむつかしいので、A・B両資料とともに設問されている問題世帯(生活保護世帯のテーマについて分析しておきたい。公的扶助をめぐる協力機関としての民生委員の思考とみてよい。A資料では、Q17として、率直に「生活保護法についてどう思つてゐるか」ときいて、「原則についての反応みると「保護を受けるのは貧しい人の権利である」と回答した人が三〇%、「権利」というのは行き過ぎている」という回答が約五六%あり、さらに「権利をつくる」というのが七%あった。興味のあるのは、経験年数の高い四期以上の委員

員に「貧しい人の権利である」と回答した人の割合がもっとも高くなつて五二%をしめし、逆に「行きすぎだ」という回答が低くなっている。やや極端だが、きわめて根づよい権利觀を表明した意見は一期、二期の委員の方に多くあらわれていた。経験年数の高い、年配の委員の方に意識として権利尊重の考え方があつて注目してよい。「権利というのは行きすぎ」という回答は過半数をこえているが、このことで、ただちに民生委員には問題世帯に対する考え方方が低位にあるとはいえない。朝日訴訟の経過やつよく主張されてきた新憲法感覚とか生存感覚が地域に定着することはきわめて困難である。すでにみてきたような、年齢、社会的地位からみて権利尊重の意識が自發的に表明される条件はきわめて乏しい。この三〇%の「保護を受けるのは貧しい人の権利である」という回答は重要な意義をもつものといえよう。民生委員の新しい可能性—その芽をみるとといえばいいすぎであろうか。保護基準(十九次改訂)については、現行のままで「最低生活を保障しているからこれまで」という回答は約二六%、「これで不充分だ」しかし「国民生活の現状から止むを得ない」という回答があわせて六八%で、基準の低さは多くの委員が肯定している。」」」でも、経験年数の高い層になるほど「不充分である」という回答が増加し、「最低生活を保障している」という回答の割合が漸減している。

## 民生委員の意識状況について

は、高齢な方が、一度わからだらやういがや枝えいへねは、と誰したいとも想到するが、いかした前もかの意識が大きくなつようなどらみを強化しなくてはならない。だから経験年数の多寡と高年齢とは必ずしも一致しないが、委員の年齢構成の老年化をやぐら活動田の無力さや停滞にむちむつけて考えたり、ただちに保守一反動のキベつけをしたかむりいを警戒しなければならぬ。

第4表

生保基準 今のはんとかやつてあける筈		不明	tot
在任年数	で充分でゆける		
~ 4	27	7	35
5~ 9	14	6	21
10~14	16	5	23
15~19	15	5	21
20~ NA	3	1	4
tot	76	24	105

を發揮してくねりいく評価を忘れないならしく思へ。A資料を發揮してくねりいく評価を忘れないならしく思へ。A資料を發揮してくねりいく評価を忘れないならしく思へ。

やがて、第十九次改訂の時点で、保護基準の妥当性について設問してある。やれにつけの、在任年数と生活保護基準の妥当性評定との関係は第4表にしめられてる。第5表はA資料によるものである。

B資料では現行の基準を充分であると答えたものは1例のみである。在任年~九年の間に於いて、現行基準の不適を察するものが1例。程度増大し、逆に「何とかやつてこなす」という条件肯定が10%減少する。この傾向は、問題世帯への関心度の移行状態と完全に一致し、このほかに、民生委員経験五年~九年という段階

	a 満 3年末 16年 3年~ 12年 6年~ 20年 12年~ 20年 以上 空白	合計
1 最低生活を保障している	91 (32.0) 47 (24.5) 49 (22.7) 18 (18.8) 6 (22.2) 12 (19.4)	—
2 これでは不充分である	91 (32.0) 62 (32.3) 76 (35.2) 38 (39.6) 11 (40.7) 15 (24.2)	—
3 亂民生活の現状からこれでやむを得ない	85 (29.9) 66 (34.4) 79 (36.6) 36 (37.5) 10 (37.0) 27 (43.6)	—
4 高すぎる	1 (0.4) 1 (0.5) 1 (1.0)	—

は最も生活保護、低所得層問題に関心が向か、それ以後は、活動半径の延長とともに关心の拡散、あるいは「憲法」の論理に落着くと推論してくる。やがてB資料では、「保護基準の妥当性と署名運動」について設問を行つてある。民生委員の意志決定をみたたぬだぬ。せりふは「署名すゆ」とは一八%、潜在的協力意志は条件であらゆる七八%とさう高い数字になら。この条

5 わからない	6 F(2.1)	9 (4.7)	2 (0.9)	1 (1.6)	—
空	白 (3.5)	8 (4.2)	9 (4.2)	3 (3.1)	7 (11.3)
不	明				
合	計 (99.9)	192 (100.1)	216 (100.0)	96 (99.6)	62 (100.1)
					877

件というのでは、(1)保護基準の引き上げはその労働意欲を失わせ更生意欲を阻害する。少額引上げでないと、労働意欲を減退させる。極力稼働意欲を助長させる。(2)運動条件に政治的、思想的背景をもつてはならない。与論の性質による、純粹な社会運動を確認した上などになっている。A資料においても、たとえば、「朝日訴訟」についての知悉度、反応をとつてみると、このことを当初考えたのであるが、あまりにも鋭い係争中のケースでもありこれは差えた。これらは問題世帯に対する一つの反応にすぎないが、民生委員の意識状況を判断するうえに重要な根拠を獲たといえる。

#### (7) 民生委員の意識侧面(5)

A資料を中心からかんたんにいろんな領域に対する民生委員の考え方を整理してみる。どんな仕事に興味(関心)があるか、対しては、「一位」しあわせを高める運動、「二位」生活保護世帯の指導、「三位」心配こと相談所などに関心が集中している。共同募金、里親、同和問題などに対する関心は低い。専門家による助力を前提として呼びかけ行事から個別のニードの発見と解決の方向へというところにはなっているようである。活動上の問題点については「困難なケースの処理や指導に困る」というのが全体の二七・八%で一番多い。民生委員の問題意識が成熟してくれば、この点はきわめて重大なカベであって、地域のボランティアとしての能動性を確保するための要請ともみられるものである。A資料の分析会議では、とくに離婚、家出、別居、非行などのケースを処理、保護するうえで困難が多くなっていることがあきらかにな

### 民生委員の意識状況について

つた。公的責任の拡充強化、専門スタッフのキメのこまかい配置による連絡・指導・研修の体制が早急に確立されなくてはならない。ついで、活動上の問題点は、活動費が少ない(「五・二%」)といふ訴えである。民生委員が自主的活動を中心とするものであり、さらにボランティアであることを本旨とすれば活動費とか手当ということを問題にすること自体がおかしい。しかし実際にには、調査旅費、調査依頼費、費用弁償、活動費、事務費というよう様々な費目によって、行政官庁あるいは社協が民生委員に支払っている。これらの費用支払いは、民生委員の自主的活動に対し支払っているというよりは、下請化したこととに伴う費用と考えられている。B資料でも指摘されているように民生委員の無報酬性を伝統的な大義名分として強調する傾向と、実態との矛盾が生じてくる」、「無報酬の精神」ということは、到底言葉に云い尽せぬこの制度の妙諦である」といったアナクロニズムな自己満足に陥る危険もある。A資料では、とにかく活動費がすくなくて困ると率直に訴え、それもヴァニテランの委員、活動能力の高いと思われる委員に多いのも実質的な費用への要求としてうけとるべきであろう。A資料では、費用弁償の形で支給されるものは、地域差が若干あるが、年額三、五〇〇円見当である。これに対し、三八・六%は「現在の支給でよい」と回答し、四〇・六%の人は「もっと増額すべきである」と答えている。さきにも触れたように、経験年数の高い委員に増額要求がつよく、とくに二〇年以上の委員の場合には、その比率が六三%にも達しているという点は

### 民生委員の意識状況について

無視できない。滋賀県民協連理事会の席上でも、この裏打ちとして、活動費増額要求の真意は、あくまでも自主的な活動や研修にあたっての経費をもつと増加してほしいという意味であることが強調されている。

民生委員協議会についての反応は、B資料では、地域類型と活動メモを観察記録として整理し Discussion Diagram を活用してミニイクな観察を行っている。活動メモの民協でとりあげる課題の区分は、I-(a)相談指導(職業相談・指導・生活・家事相談・指導、児童問題の相談・指導その他、各種資金の貸付あっせん・指導・世帯更生資金の貸付・償還指導、母子福祉資金の貸付あっせん・指導となっている。IIとして、諸説明事務・社会福祉関係諸会合というように類別している。A資料では民協への出席状況をたずねてみると、「必ず出席する」九二・一%（金原下の出席率は昭和三八年には七八・八%）で、この「必ず出席する」という回答者の七〇%は「出席するのが楽しい」としたえ、「お義理ででいる」と答えた人は婦人委員に約一〇%、市部の委員に二〇%あった。当然、事務連絡のみでは敷遠されることになり、事務連絡を含むケース研究が七三・六%の民協でとりあげられている。

民協の運営についても、現状でよいといふものは三〇%強にとどまり、六三・三%の人が改善の必要を訴えている。とくに「研修の場として積極的にとりくむべきだ」とか問題に応じての専門家の参加・助言を求めて話し合いを活性化しようとか、チームワー

クの必要性、開催回数をふやすことなどが主張されている。B資料でも、諸会合がどんなに多くても地区民生委員協議会だけは少くとも月に一回開催することが望ましいが、全国的にみても、毎月の定例民協を開催しているところはすくないし、毎月ひらいても合同民協であったり、行事と抱きあわせて、定例民協にもその内容の面において密度の違いがあることが指摘されている。民協をとくに重視するのは、B資料が狙っているように「民生委員活動の実態は、民協の会合そのものに反映し、民協の会合は、民生委員活動の性格を表現し、民協の会合がうまくいっていれば、民生委員活動の活動力に影響する」という前提にたっているのである。A資料でも民協への関心はきわめてつよい。滋賀県下の町村地区民協の場合には開催状況は二～三カ月に一度ということであって、民生委員の意欲とそれを実質的に結集する「場」としての民協の運営がうまくかみあっていない。

### III 民生委員問題の方向

市町村の社会福祉協議会に対しては、民生委員はA資料では七〇%強が役員とか問題別委員として参加している。地域住民の二～三に密着して組織化を推進する社協にとってはこの民生委員の社協活動へのとりくみ、その見識、意欲がその活動に大きな影響をもつことはいうまでもない。今後の民生委員制度の評価、あるいは可能性については、一つのアプローチを重視しなくてはならぬと思う。

その一つは、社会福祉協議会、保健福祉地区組織育成協といつた組織の場を基盤として急速に変貌しつつある地域社会の福祉の確保に民生委員がどのような独自の役割分担をにならうかといふ側面である。地域末端にひそむ住民の要求は多くの場合、無視されたり埋没されっぱなしになることがあまりにも多い。地域福祉の組織化の基本的な目標はこのような地域住民の福祉の要求を発掘し、解決への方向につよく推進するものでなくてはならない。さきに分析した、民生委員の意識状況の変革によってこの地域福祉確保に民生委員の協力をさらにつよめていく必要がある。これは、保守とか革新といったみきわめで連帶を切るのではなくて、地域住民のくらしに即した要求や権利を具体的に維持確保するための地域活動というワクでとらえるべき課題なのである。こういう観点から民生委員活動の全般をとらえなおしてみると必要がある。

第一の側面は、とくに行政機関、組織との関係である。公的扶助、児童福祉のみならず社会福祉の諸領域に民生委員の干与が目立っているし、地域の組織化によって、社協の問題別委員としても、行政への判断、見識が要求される場面もますます増大する。そこで、民生委員の真に積極的な住民代表者規定がどのようにして可能かという課題がでてくる。このためには、民協の場においても定式化した協議題にこだわることなく、民生委員の日常性のなかでとらえた住民要求をケース研究や相談事業を通してとらえて、公的な責任や政策の不在に対して積極的な発言が必要である。A資料では、方面委員制度下の救護法実施促進運動について

の知悉度をたずねていたが、ほとんどの民生委員はこの歴史的事実について無知であった。

民生委員活動に課せられているのは、たんに、地域社会の内部で△連絡・調整▽や△相談・指導▽という定式にはまりこむのではなくて、かっての救護法実施促進運動にもはつきりあらわれた公的責任や行政責任にむかって、住民要求の側に立つ対決や批判的な行動の余地を十分に残すべきである。「政治的」「思想的」というイデオロギーへの配慮、その保守性などがこのアクションへの志向をよわめているが、さきの意識状況のなかにひそむ芽を大切にして、『事実』に即した社会的行動力を民生委員活動に期待したいものである。

附記　A資料の分析・纂訂は滋賀県社会福祉協議会において、木内正一君（同志社大学大学院社会福祉研究科）が協力担当した。